

鹿角市関係人口創出推進事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、鹿角市が実施する鹿角市関係人口創出推進事業委託について、受託業者の選定にあたり実施する公募型プロポーザルに関して、必要事項を定めるものである。

2 提案書を募集する業務概要

委託業務名	鹿角市関係人口創出推進事業委託
委託業務内容	別紙仕様書による
委託業務期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで
委託予定上限額	8,869,300 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方式

選定方式は、提案書の内容、過去の実績等を総合的に比較検討し、最適な業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

4 プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て中、または更正手続中でないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体から、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 国税及び地方税に未納がないこと。

5 参加申込方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申込みをすること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加希望書（様式第 1 号）
 - イ 参加資格に関する宣誓書（様式第 2 号）
 - ウ 登記事項証明書（履歴事項又は現在事項全部証明書。参加申込日の 3 ヶ月以内のもの）
- (2) 提出方法
鹿角市総務部政策企画課鹿角ライフ促進班へ 5 (1) の書類を持参もしくは郵送すること。
- (3) 提出期間
令和 7 年 5 月 16 日（金）～5 月 23 日（金） 17 時まで（※必着）

(4) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、参加希望書を提出した者に対し、5月26日（月）までに電子メール及び書面により通知する。

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次の方法によること。

(1) 提出方法

電子メールにて質問書（様式第3号）を送信すること。

(2) 提出期間

令和7年5月26日（月）～5月28日（水） 17時まで（※必着）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、参加希望書の提出があったすべての者に対して、参加希望書に記載の連絡先に電子メール又はFAXにより、5月30日（金）までに回答する。ただし、質問内容が質問者の具体の提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

7 提案書の提出

5(4)により参加資格を有すると認められた者は、次により提案のための書類（以下、「提案書」という。）を提出することができる。

(1) 提出書類（任意様式） 8部（原本1部、副本7部）

ア 提案書（A4版表紙込15ページ以内）

提案書には、次の内容を記載すること。

- ① 企画コンセプト
- ② 講座内容（カリキュラムの構成、会場、講師等）
- ③ 鹿角市における地域づくり実践者等（メンター）の想定案
- ④ 受講生募集にあたっての広報戦略
- ⑤ 鹿角市内及び首都圏での関係機関との連携体制

イ 業務の実施体制

ウ 業務実施のスケジュール

エ 過去の類似業務に関する実績

オ 見積書（消費税及び地方消費税を含む）

①見積額は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。

②明細を作成し、可能な限りそれぞれの積算方法を記載すること。

(2) 提出期間

令和7年5月26日（月）～6月3日（火） 12時まで（※必着）

(3) 提出方法

鹿角市総務部政策企画課鹿角ライフ促進班へ持参もしくは郵送すること。

8 提案の審査

(1) 審査方法

本プロポーザルにおける提案内容の審査は、提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容を審査し、最優秀提案者を選定する。

(2) プレゼンテーション及び審査会の実施

ア 実施日 令和7年6月5日（木）

イ 実施場所 鹿角市内

ウ 実施方法 各提案者プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分

エ 実施時間、場所等詳細は、「プロポーザル参加資格審査結果通知書」発送時に別途連絡する。

(3) 審査項目及び配点

審査基準		審査項目	配点
1	業務内容の理解	業務内容を理解したうえでの提案であるか	10
2	提案内容の精度	講座の内容が受講者に対し魅力的であり、ぜひとも受講したいと思うものとなっているか	15
		地域づくりに関する総合的な視点をもち受講者に多大な影響をあたえる講師陣となっているか	15
		受講生間等のネットワーク構築が図られるよう工夫がされているか	10
		事業の周知と本市関係人口「鹿角家」の認知度向上と会員の獲得が図られるよう工夫されているか	20
		他に優れ、特に評価すべき内容があり、事業全体の構成が期待できる内容か	5
3	業務遂行能力	十分な業務実績があり、提案内容を確実に実行できる組織体制であるか	15
4	見積書	見積額は適正に算定されていて妥当か	10
計			100

(4) 審査結果の通知

選定結果については、選定後、速やかに提案者に通知する。なお、審査経緯及びその内容に関する問い合わせには応じないほか、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(5) 企画提案に係る留意事項

ア 提出された書類は一切返却しないものとする。

イ 提出期限後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、軽微なものを除く。

9 契約手続について

- (1) 本プロポーザルは、最良の提案をした者を選定するものであるため、仕様の内容は提案された内容を基本とし、選定者と鹿角市の協議により業務に係る仕様を確定させた上で、鹿

角市財務規則等関係法令の規定に基づき、契約手続を行う。

- (2) 協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。
- (3) 選定者と提案書等を基に協議し、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。
- (4) 選定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があった場合、又は指示した事項に違反した場合は、提案者を失格とする。
- (3) 提出された提案書等は、鹿角市情報公開条例（平成9年鹿角市条例第27号）に基づく情報公開請求の対象となり、本条例の定めによる不開示情報を除いて開示される場合がある。

11 プロポーザルのスケジュール

参加希望書提出期間	令和7年5月16日（金）～5月23日（金）17時まで（※必着）
参加資格審査結果通知	令和7年5月26日（月）
質問書提出期間	令和7年5月26日（月）～5月28日（水）17時まで（※必着）
質問書回答日時	令和7年5月30日（金）17時まで
提案書提出期間	令和7年5月26日（月）～6月3日（火）12時まで（※必着）
プレゼン及び審査会の実施	令和7年6月5日（木）予定
審査結果通知	令和7年6月6日（金）～6月9日（月）発送予定

12 問い合わせ先

担当部署 鹿角市総務部政策企画課鹿角ライフ促進班

担当者 似鳥 恵美子

所在地 〒018-5292 秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1

連絡先 TEL：0186-30-0608／FAX：0186-30-1122

E-mail：k-life@city.kazuno.lg.jp